

特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



(宛先) 伊勢崎市長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び伊勢崎市市税条例第46条の4の規定による特別徴収税額の納期の特例について次のとおり届け出ます。(地方税法第328条の5の3及び伊勢崎市市税条例第53条の7の2の規定による退職所得に係る特別徴収税額の納期の特例も含む。)

所在地 (住所)																
フリガナ																
名称 (氏名)																
代表者の 職氏名								電話番号	— —							
法人番号															担当者 (氏名)	(連絡先)
特別徴収義務者 指定番号								※市町村ごとに異なります。								
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他 (理由:)															

関与税理士 署名	(連絡先)
-------------	-------

【 注意事項 】

- 1. 届出者が個人である場合にはその住所及び氏名を、法人である場合には本店又は主たる事務所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号をそれぞれ記入してください。
- 2. この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることになります。
※ 給与の支払を受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- 3. この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくことになります。

〔 例 〕 この届出書を提出した日が3月の場合の納期限
◎12～3月分 ⇒ 4月10日まで ◎4月分 ⇒ 5月10日まで ◎5月分 ⇒ 6月10日まで

【 提出先 】

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所 財政部市民税課 個人市民税係